

荻窪法人会 209

O G I K U B O H Ō J I N K A I



© 絵葉書屋

よき経営者をめざすものの団体 それが法人会です

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。社会のお役に立ちたい。そんな経営者の皆さんを支援する全国組織、それが法人会です。現在、約82万社の会員企業、41都道県に441の単位会を擁する団体として大きく発展しています。あなたに近く、社会と広く。どこまでも人を中心に、さまざまな活動を展開する法人会。税のオピニオンリーダーとしての貢献はもとより、会員の研鑽を支援する各種の研修会、また地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行っています。健全な納税者の団体、よき経営者をめざすものの団体…これが法人会です。

CONTENT

- 3 令和3年度 会員増強運動を終えて
水島隆明 組織委員長

- 4 令和3年度 特別講演会
人生に効く脳科学
～脳が創り出す男女や年齢の違い、ビジネスのヒント～
講師：黒川伊保子

- 6 令和3年度 健康セミナー
認知症予防と早期発見のコツ
講師：高山豊

- 8 [令和3年度]
各ブロックの春季研修会レポート

- 11 令和4年 全法連 税制セミナー参加のご報告
税理士 小林誉光

- 12 税制委員会より
税制改正大綱

- 14 税務コーナー

- 16 e-TAX推進税理士事務所一覧

- 17 支部・委員会・部会報告

- 18 荻窪法人会オンラインセミナーのご案内



© 絵葉書屋

表紙について

「荻窪の景色」というコトバで日常の風景からイベント、ランドマークなど幅広くとらえ、デジタル水彩で表現する新しい試みです。

今回は、南荻窪4丁目あたりの善福寺川にshadeかかる桜に目をひかれモチーフといたしました。

組織委員会

令和3年度

会員増強運動を終えて

コロナ禍においても高い組織率を維持

荻窪法人会会員の皆様におかれましては日ごろより組織委員会の活動にご協力いただきましてありがとうございます。10月から11月の会員増強月間では10会員の入会でしたが、年間目標の55会員増強に対してこれまで27会員の方々に入会いただき、49・1%となりました。加入率は稼動法人数2669に対して74%の加入率となり、変わらず高い組織率を維持することが出来ました。ご入会いただいた皆様とご紹介いただきました会員の皆様に重ねて御礼申し上げます。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症蔓延の第4波・第5波・第6波に見舞われ、緊急事態宣言とまん延防止措置の両期間が延べ9か月以上を超える異常事態となり、法人会活動そのものが大きく制限された一年となりました。組織委員会では、ここ数年退会防止事業として支部単位での「新入会員歓迎会」や「会員交流会」を推進しておりますが、これもなかなか実施できませんでした。11月から12月にかけて、いつとき感染が下火となった時期に、7つの支部で実施をいただいたことは

むしろ特筆すべきことであり、実施を心より感謝いたします。私は昨年度より東法連の組織委員会に参加させていただいておりますが、先日の委員会で東法連による経営支援や福利厚生サービスの充実ぶりが紹介されておりましたので、荻窪法人会の会員の皆様におかれまして是非一度チェックしてみてください。外部研修サービスから車の購入優待まで様々なサービスがあるようです。「法人会に入ってどんな良いことがあるの」と良く聞かれることとは思いますが、こ

うしたこともメリットとしてご紹介できると思います。来年度はウイズコロナのなかではあります、法人会活動を通じて皆様と顔を合わせる日を楽しみにしております。よろしく願います。



水島隆明 組織委員長

支部別加入率(2022年3月22日現在)

	支部	稼動数	会員数	加入率(%)
BLOCK 1	1	100	54	54.0
	2	117	77	65.8
	3	128	99	77.3
	4	143	99	69.2
	5	78	72	92.3
	計	566	401	70.8
BLOCK 2	6	153	108	70.6
	7	125	79	63.2
	8	190	103	54.2
	計	468	290	62.0
BLOCK 3	11	157	102	65.0
	13	54	60	111.1
	14	106	96	90.6
	15	200	161	80.5
	計	517	419	81.0
BLOCK 4	16	78	61	78.2
	17	82	58	70.7
	18	115	93	80.9
	19	176	110	62.5
	20	131	84	64.1
	計	582	406	69.8
BLOCK 5	21	67	41	61.2
	22	79	76	96.2
	23	95	69	72.6
	24	123	119	96.7
	25	172	146	84.9
	計	565	467	82.7
事務局			7	
合 計		2,669	1,974	74.0

人生に 効く脳科学

～脳が創りだす男女や年齢の違い、 ビジネスのヒント～

講師 黒川伊保子



【プロフィール】

1959年 長野県生まれ、栃木県育ち。
1983年 奈良女子大学 理学部 物理学科 卒業。
ヒトと人工知能の対話研究の立場から、コミュニケーション・サイエンスの新領域を拓いた、感性研究の第一人者。脳の気分を読み解くスペシャリスト(感性アナリスト)である。
大学卒業後、コンピュータメーカーにてAI開発に携わり、男女の感性の違いや、ことばの発音が脳にもたらす効果に気づき、コミュニケーション・サイエンスの新領域を拓く。
2003年 株式会社感性リサーチを設立。
脳科学の知見をマーケティングに活かすコンサルタントとして現在に至る。特に、男女脳論とネーミングの領域では異色の存在となり、大塚製薬のSoyJoyをはじめ多くの商品名に貢献。



「彼はなぜわかってくれないのか、彼女はなぜわかってくれないのか」
その原因は「脳」にあった

夫が「なぜわかってくれないのか」、妻は「なぜわかってくれないのか」、またはその逆。子供は「なぜわかってくれないのか」、親は「なぜわかってくれないのか」。そして、上司は「なぜわかってくれないのか」、部下は「なぜわかってくれないのか」でもいいでしょう。このようなことを思ったことが、人生の中ではないという方はいらっしゃるのではないのでしょうか？

脳が正しく作用すると、実はコミュニケーションストレスが高くなるという人類が抱えている根本的なジレンマがあり、脳を知るとこの理由がわかります。

私達人工知能の研究者が人の脳をみるときは、生き物の脳としてはみていません。脳の中で行われていることは全部電気信号処理なので、電気回路だと思って脳の動きをみるわけです。そうすると人間の感性は意外にもシンプルな二者択一の判断を重ねていることがよくわかります。私達の脳と神経系の中には、同時にできないことがセットで入っているのです。

例えば、体を右に振る、左に振る。これは同時にはできないですね。左を優先するか右を優先するのか、これは個人的にそれぞれ違うんですが、これが利き手となります。

もしも利き手がなかったら、転びそ

うになったときに、大脳の思考でどちらの手を出すか？どちらの足を出すか？どちらの膝を曲げるか？という、思考を演算する必要があります。これはとても時間が掛かります。左右の優先順位がない脳の持ち主は生き残ることができないんです。

人間をサポートするAIロボットが、ユーザの利き手・利き足を知らなかったら、危ないことになります。

わかりやすく体の行動で言いましたけれども、実は思考判断みたいなことも二者択一をみんなで分け合って行っています。

2人で違うものを見る、とっさに違うことを考える、こういう人たちが混じること、組織全体の生存可能性を上げてきました。

これが人類、動物の感性の基本です。

「男女のミゾ」の正体

違う者同士が組織を作ろうとする、例えば夫婦は本当に違うもの同士です。そして仕事のチームに自分たちにはないタイプの新人が入ってくると、期待の新人が入ってきた感じがする。ものの見方にも二通りあります。「ふと不安を感じて、周囲を確認する」とき、とっさに遠くまで眺めて、動くもの・危険なものに意識を集中する人がいる。一方、身の回りを綿密に見て、針の先ほどのおかしな点も見逃さない、という人がいる。

誰も、遠くと近くを同時に見ること

はできません。遠くの電光掲示板を見ているときに近くのパンフレットを読み上げることはできない。これも二者択一で、とつさに遠くを見るのか、とつさに近くをまっぴんなく見るのか、ということになります。

そして、この採択に関していうと性差がありまして、「遠く、動くもの」派は、圧倒的に男性に多く、「近く、綿密」派は、圧倒的に女性に多い。

問題解決のしかたにも二通りあります。問題が生じて、解決しなければいけなくなったとき、この経緯を反芻して根本原因に触れようとする人と、今できることに意識を集中して、事実を確認し、できるだけ早く動き出そうとする人がいます。これも二者択一です。

男女の脳が違うのか違わないのか論争に私はいつも巻き込まれます。男性にしかない臓器、女性にしかない臓器がないわけなので、間違ってるってよく言われるんですけど、たしかに、フルスペック比較では一緒だけど、脳は常にフルスペックを使う装置じゃありません。とつさに使えるのはほんの一部の回路。その選択が違うのだから、当然とつさの言動に大きな違いができます。これが男女の違いということになります。ただし生態系に100%はありません。ヒトの脳を装置として見立て、人類をその装置の連携システムとして捉えてみると、すべての個体が子どもを残す必要もないことがわかってくる。いくばくかの子どもを持たない個体が、その人生時間を他者のために使うことで、人類全体の生存可能性が上がりま

す。この研究をしていると、存在意義のない脳なんて一つもないように見えます。人類はいろんなタイプの方が混ざって生存可能性を上げてる、ということですね。

正解は一つじゃなく、必要のないことはないということが、人工知能が教えてくれたことでした。

「この経緯派」と「今できること派」

違う者同士がペアを組めば、違う感性を持ち寄って、最高のペアになれる。なのに、この二者、コミュニケーション相性は最悪なんです。話法が違うから。さきほどの「この経緯」派は共感型、「今できること」派は問題解決型という対話方式を採ります。

「共感型」は問題解決の意図が伝わりにくい会話方式ですが、実は問題解決に着々と向かっています。本人の脳の中で、物事を反芻してそこから根本原因を切り出してるわけです。

私達の脳は、感情をきつかけに記憶を想起すると、その記憶を一定程度をリアルに再体験する癖があります。

「共感型」の喋り方を始めたら、話し相手のミッションはただ一つ。この人の記憶の再現を手伝ってあげることだけです。この人の脳の中で答えが見つかると、気持ちよく手伝ってあげることが共感とねぎらいです。「そんなことがあったのか、それは大変だったね」って言って話を聞いていく

ことです。そして「3ヶ月間、本当に君はよく頑張ったよ」などと言ってあげると、その人の脳の中で記憶の再現が早送りされます。共感型の会話は共感すると最短で終わります。よく「妻の話に共感なんかしちゃったら、さらに長くなるんじゃないですか」と恐れる人がいますが、恐れる必要はないですね。共感型の方には共感型で返してやる。

さて、「問題解決型」です。命の危険な現場で進化してきた対話の方式です。目の前の「客観的事実」に意識を集中させ、問題解決を急ぎます。このため、主観と感情を語る共感型の人が、何を言っているのかわからないんです。

さらに共感型同士、問題解決型同士でも、相手がそっちの側に入ってしまうと、もう片方は反対側を取ろうとするんです。

これは脳のカウンターバランスの法則で、同じ方に行ってしまうことに對して脳が警戒するんです。相手が著しい共感型だと、問題解決型の場所を取るんです。このような会話の多くが、すれ違いをはらんでるということです。

性別に関わらず、会社では上司は問題解決型、部下は共感型になります。

ほとんどの場合、女性であっても上司の場合は問題解決をするために部下の前に立っているのだから「問題解決型」、家庭では「共感型」という使い方になります。

職業教育を徹底的に受けてその経験が積み重なって行く職業とプライベートルートでは使い方を別にするのができ

ます。部下の方は男性でも共感型になります。これは「共感型」の特徴です。つまり、上司の前に立って、顔色一つ、言葉一つ、所作一つ見逃さず意に沿ってあげようと思っている真摯な部下、悪い言い方をすれば顔色をうかがっているときには共感型の回路を使っているということになります。これは上司と部下の間でもそうですし、営業パーソンと顧客の間でも起こります。

脳の賞味期限

私達の脳がピークを迎えるのは56歳です。装置として見立てると、28年ごとに位相を変えていきます。

最初の28年は入力装置、次の28年間で失敗や成功したりしながら、泣いたり笑ったりする。そして56歳でやっと脳は完成です。56歳から84歳までが、直感で正しい答えが出る確率が最も高い一番頭の良い時期を過ごします。この時期に頭良く過ごすために重要なのが、動物性たんぱく質を接種すること。消化力があれば肉を積極的に食べていただきたいです。卵は脳が使う栄養素の全てを持ってるんです。

健康なまま、90代半ばまで入ってくと、脳の一部が若返るという所見が最近認められています。もう1回半分入力装置に変わります。なので90代で活躍している作家さんとか研修研究者の方も結構います。112歳までは脳に役割が用意されているようです。

認知症予防と 早期発見のコツ

危機管理教育研究所 代表
危機管理アドバイザー

高山 豊

南八街病院精神科 認知症初期集中支援チーム専門医

経歴：

東京大学理学部大学院卒

東京医科歯科大学医学部大学院卒医学博士

国際医療福祉大学付属三田病院精神科教授

国際医療福祉大学大学院臨床心理学専攻教授



今年度の健康セミナーは、令和4年2月3日（木）、会場としてオンライン（Zoom）と荻窪法人会2階会議室を併用し、南八街病院精神科医の高山豊様をお招きし、認知症予防・早期発見の対応とコツ等のポイントを分かりやすくご講演いただきました。

家庭で気づく認知症

「家族に痴呆の方がいますか？」という問いに約10%の方がいると答えました。「どんなことで気付きましたか？」との問いには、だいたい「物忘れ」という答えが7割ぐらい、最初に気付くのが記憶の障害だと思います。

「もの忘れ」と認知症

「もの忘れ」は脳の老化の証拠です。「もの忘れ」は誰にでもあります。40歳以降、急に進行する「もの忘れ」には病気の恐れがありますので注意が必要です。

「もの忘れ」を起こす病気は多いです。うつ病、ノイローゼなどストレスによるものや脳血管性認知症、脳神経変性性（アルツハイマーが6割）、一生酒（女性ですと5号から7号）を10年以上持続していると痴呆などへ転落する。高血圧や糖尿病、高脂血症も血のめぐりが悪くなるので脳への悪影響があります。甲状腺機能低下なので身体疾患。硬膜下血腫、正常圧水頭症、一過性脳虚血、

脳腫瘍などの脳外傷性疾患。あとは感染症、てんかん、心因性健忘、睡眠薬等の治療薬の過量使用などです。

「認知症」と

「もの忘れ」の違い

注意力や集中力の低下による「もの忘れ」がほとんどであれば老化が原因です。しかし、体験したこと自体を全く思い出せないようなことになった場合は注意が必要です。

少し古い判断基準ですが、以下のような「記憶の障害がある」、「思考・判断の障害がある」、「言葉が出てこない」、「マッチが擦れない」、「親の顔が分からない」などの「高次脳機能障害」や全く人が変わってしまうような「人格の変化」が認知症の診断基準となります。それから、意識障害で酔っ払ってフラフラしてるときではなく、また仮病でもない状態で、職業上のあるいは日常生活、対人関係でハッキリとトラブルが起きる場合は、認知症の可能性がります。

記憶障害と 生活機能の低下と重症度

●健常範囲：適切な言葉が出てこない。置き忘れがある。家にあるものをまた買う。など



●軽度認知障害（MCI）：数日前のことを忘れている。メモの工夫がうまくできない。指摘されても思い出せない。もの忘れがあることを周囲に気付かれている。以前のように料理を作らない、レパートリーが減っている。初めての場所へ行けない。仕事上のミスが増える。

●ごく軽度のアルツハイマー病：数分前のことを忘れる。日付や約束を間違える。症状が進行し自覚がない。食事を自力で準備できない。交通機関を利用できない、銀行や郵便局の金銭管理ができない。複数の買い物が困難でメモが役に立たない。

●軽度のアルツハイマー病：メモなどを活用しても効果がない。一人で買い物ができない。

●中等度のアルツハイマー病：戸締まり、ガスの管理、掃除・洗濯ができない。一人で外出できない。

10年後の各診断群の転帰

ごく軽度アルツハイマー病の方を発生して、10年たったらどうなるのでしょうか。

健常だと判定した人で、10年後は半分が変わらず同じで、半分が年相応20年で低下します。MCIは6、7割がアルツハイマー病へ移行しました。アルツハイマー病だと判断された方は改善はされませんでした。

認知症の非薬物療法に必要な重症度別の検査

●老化段階の場合：リハビリへ持ち込むための機能検査↓低下機能のリハビリと補助手段の採用。維持に有効な複数の手段を使いこの時期を延長させる。（手帳やカレンダー、電子機器等の補助手段の利用。意欲低下をさせない家族の協力）

●急速な低下の場合：生活能力低下の主因を調べる検査↓低下原因の代替手段を探す。（メモやリストの活用方法習得）

●グループホームに入るなどの最終期の場合：残存能力を調べる検査↓日常生活維持のための手段を工夫する。

老年期に多い精神疾患の主な精神症状

●神経症 ●うつ病 ●幻覚妄想状態 ●人格障害 ●認知症 ●依存症 ●行動・情緒障害 ●睡眠障害。

認知症の治療

●進行する認知症：（現時点では薬物対症療法と高次脳機能維持・随伴精神症状・行動のリハビリと安全管理が主



役となります。これらにより回復には至らないが、進行を何年か遅らせることはできる。アルツハイマー病では早期から、アリセプト、リバスタッチ、レミニール等のを処方して認知機能と生活機能維持の訓練を実施するのが中等度までは有効です。細胞老化を遅らせる治療法も検討されています。

●進行を遅らせる・止めることのできる認知症：脳血管性や頭部外傷性などでは、受傷時点からの進行はゆっくりなので、薬物・リハビリで神経細胞の療法を続けて機能維持とリハビリ回復に努める。

●治せる（仮性）認知症：栄養・代謝・内分泌疾患、炎症性疾患、硬膜下血腫などでは、原因疾患の薬物・食事治療で進行をとめ、自然回復を待ち、加えて、積極的なリハビリで生活機能の改善を図る。

軽度認知障害（MCI）レベルからの予防的薬物・生活療法

アルツハイマー病やレビー小体型認知症などの脳神経細胞の変性死による諸疾患の薬物対症療法は、現在では疾患の進行段階に応じて、一番有効な対象療法薬の組み合わせを個人別に探り、

高次脳機能維持と再学習の活性化を図り、生活機能を長く維持するための認知・生活リハビリが主体となります。

MCIレベルなら、アリセプト、レミニール等を主に服用し、随伴し易い精神症状である、うつ状態、感情鈍麻、等へは、症状適応の向精神薬を工夫するとともに、認知機能と生活機能の維持訓練の効率的・最適化した実施が介護予防に最も有効です。

治療の早期開始の有効性の根拠：脳の個別認識脳はMCIに成る以前に50歳を過ぎると加齢で自然に低下しており、この低下を補修する目的で「低下した認知機能を高める薬」を使用すると、自然老化過程での低下を補償する手段として有用である可能性があります。

基本的にストレスを減らし、健康食と適度の運動の刺激を適切に得ることを行い、生活の習慣9つ（中年期の聴力低下、中等教育の未修了、喫煙、うつ、運動不足、社会的孤立、高血圧、肥満、2型糖尿病）の改善が疫学的に認知症発症抑制に30%は有効とされています。

脂肪酸、栄養・代謝・内分泌疾患、炎症疾患、硬膜下血腫が原因の時は、原因疾患を薬物・食事治療により進行を止め、自然回復を待ち、加えて積極的なリハビリで生活機能の改善を図ることが、即ち予防的生活・食事・運動の習慣再形成が改善と発症予防に有用な目標となります。

BLOCK REPORT SPRING

[令和3年度]

各ブロックの 春季研修会レポート

令和3年度、第1～5ブロックの春季研修会が行われました。
今回も各ブロックの春季研修会参加者からのレポートを掲載いたします。
次の研修会へ参加をご検討されている方はご参考になさってください。

第1ブロック	令和4年2月18日(金)	法人会館2階会議室 + オンライン (Zoom)	「介護の現状と課題」
第2ブロック 共催	令和4年2月22日(火)		「カンボジアの暮らしと伝統芸能 ～ヤシ殻を燃やす炎で演じる迫力の大型影絵芝居～」
第3ブロック 共催	令和4年2月14日(月)		「健康に働き続けるために～知っておくと安心な体のこと～」
第4ブロック	令和4年2月4日(金)		「教訓を活かしてみんなで防災意識を高めよう！」
第5ブロック	令和4年2月25日(金)		「コロナウイルスと企業取引・人事労務」

第1ブロック春季研修会

第1ブロック

介護の現状と課題

令和4年2月18日(金) 午後5時30分から荻窪法人会2階会議室とオンライン(Zoom)

において、「第1ブロック春季研修会」が開催されました。参加者は会議室6名、オンライン(Zoom) 8名の合計14名の方々が参加されました。

矢島研修委員の司会のもと、新井ブロック長にあいさつをいただき、研修会はスタートとなりました。

ご講師に主任介護支援専門員の大谷様をお招きし、「介護の現状と課題」をテーマにお話いただきました。要介護・要支援の区分のお話、介護保険サービスのお話、ケアプランのお話、日常からの備えの話など、大変興味深い研修内容でした。

最後に加藤副会長より閉会のご挨拶をいただき、研修会は終

了となりました。

私たちの身近にある「介護」に関するお話は、今からでも色々と考えさせられる内容でしたし、事前に様々な準備が必要ということを確認する事ができ、非常に有意義な時間となりました。



第2ブロック春季研修会

第2ブロック

カンボジアの暮らしと伝統芸能
「ヤシ殻を燃やす炎で演じる迫力の大型影絵芝居」

令和4年2月22日（火）、オンライン（Zoom）と法人会2階会議室との併用開催にて第2ブロック春季研修会が開催されました。当日は9名の方が参加されました。

河又ブロック長よりご紹介いただき、東京外国語大学非常勤講師 福富友子様にお越しいただき『カンボジアの暮らしと伝統芸能「ヤシ殻を燃やす炎で演じる迫力の大型影絵芝居」』というテーマでご講演をいただきました。

あまり馴染みの無かったカンボジアの風土や食生活等といった暮らしについての事柄から、現地での影絵芝居の映像を大迫力の音楽と共に拝見しましたが、とても迫力満点でした。また、実際に大きな皮人形を使って影絵芝居を実演していただきとて

も興味深く大変元気を頂いた講演となりました。機会があれば、本物の影絵芝居を見たいと思える研修会でした。福富様には素晴らしいご講演に心から感謝を申し上げます。

コロナ禍という事で、今年も研修会の後の懇親会は「中止」となり第2ブロックとして会員の皆様と懇親を深める機会が失われて大変残念でした。



第3ブロック春季研修会

第3ブロック

健康に働き続けるために
「知っておくと安心な体のこと」

令和4年2月14日（月）午後6時から荻窪法人会2階会議室とオンライン（Zoom）において、「第3ブロック秋季研修会」が開催されました。参加者は会議室11名、オンライン（Zoom）10名の合計21名の方が参加されました。

岡副ブロック長の司会のもと、矢澤ブロック長のあいさつの後、「健康に働き続けるために「知っておくと安心な体のこと」と題して、Rehabilitation Plusの塚田直樹様を講師に迎え、ご講演をいただきました。

塚田様は理学療法士（リハビリに関わる仕事）としてお仕事をされており、そういった視点から脳や神経の病気のメカニズム、また日頃からどういった事を気をつけていけば、防ぐこと

ができるのかを分かりやすく説明いただきました。特に高齢者になると体のバランスが不安定になり転倒しやすくなる一方で、体の健康だけでなく心の健康にも影響することでした。

そういった予防には日常的に運動をすることが重要で、1日に合計90分程度（約8000歩）を歩くと良いとのこと、明日から実践したいと思います。



第4ブロック春季研修会

第4ブロック 副ブロック長 永田政弘

教訓を活かして
みんなで防災意識を高めよう！

令和4年2月4日（金）法人会2階会議室とオンライン（Zoom）において、第4ブロックの春季研修会が開催された。講師には荻窪消防署の塚田徹様をお招きし「教訓をいかして防災意識を高めよう」というテーマでご講演を頂いた。

ここところ寒くなってきたから、救急車より消防車のサイレンの音をよく耳にしているような気がする。

研修会の内容は、①昨年度の東京消防庁内での災害概要、②職場で気をつけたい火災予防、③家庭で気をつけたい火災予防、④震災について、お話を頂いた。特に職場の火災予防では、平成13年の新宿歌舞伎町雑居ビルの事例から、避難通路の確保の重要性を再確認させて頂いた。また、火災の際は、もちろん火には気をつけなくてはならないが、それ以上に一酸化炭素



中毒で亡くなる可能性が大きいことを再確認させて頂いた。最後の震災では、発生場所によって気をつけなくてはならない事が異なるが、特に首都圏では、やはり火災と家具などの転倒の下敷きになる可能性が大きいので、そこに特に気をつける必要がある事を確認させて頂いた。

どれも当たり前前の事のように思えるが、絶えずこれらの事を念頭にとどめておくことの大事さを再確認した。家族や、社内のみならず、自分の地域においてこれらの基本を再確認して防火、防災に取り組んで行きたいと思った。
今回は会場参加とオンライン（Zoom）参加と併せて18名の参加であった。

第5ブロック春季研修会

第5ブロック

コロナウイルスと企業取引・人事労務

令和4年2月25日（金）、オンライン（Zoom）と法人会2階会議室との併用開催にて第5ブロック春季研修会が開催されました。今年は、当会会員の

東京西法律事務所 弁護士 加藤尚憲様をお招きして開催いたしました。当日は会場及びオンライン（Zoom）を含め27名の方が参加されました。

加藤弁護士には、「コロナウイルスと企業取引・人事労務」というテーマにQ&A形式で約1時間貴重なお話を頂きました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、企業間取引や人事労務についても以前とは大きく変わっており、コロナ発生前と現在、コロナ発生当初と現在、又、今現在と未来においてそれぞれの状況によって

変化していく事を丁寧に分かりやすくご説明いただきました。ご参加いただいた皆様も経営者として熱心に耳を傾けていらっしゃいました。

コロナ禍（まん延防止発令中）という事で、今年も研修会後の懇親会は「中止」となり第5ブロックとして会員の皆様と懇親を深める機会が失われて大変残念でした。



令和4年2月15日、全国法人会総連合主催の税制セミナー（ハイアットリージェンシー東京）がありました。コロナ禍の感染防止の観点から、荻窪法人会ではオンラインでの参加になりました。当日の講演会の資料は、例年通り、かなりのページ数があるものでしたので、それを見ながらPCでオンライン聴講するのは、慣れずに苦勞しました。講演の内容は、次の通りです。

【1】 第1部 令和4年度税制改正について

講師：財務省大臣官房審議官 青木孝徳氏

【2】 第2部 今後の税財政改革の方向性について

講師：公益財団法人 東京財団政策研究所 森信茂樹氏

第1部**令和4年度税制改正について**

講演内容の主な項目は、次の通りです。

- (1) 税財政の現状
- (2) 賃上げ促進税制
- (3) オープンイノベーション促進税制
- (4) 5G導入促進税制
- (5) 住宅ローン控除
- (6) 円滑・適正な納税のための環境整備
- (7) 新たな沖縄振興等に向けた措置
- (8) 今後の検討課題
- (9) 税に対する理解を深めるための取組事例

すべく、「企業への賃上げを要望」があり、この意向が強く反映された改正になっています。

特に、中小企業は、最大40%（従来 最大25%）の税額控除ができるようになりました。一方で、一定規模以上の大企業については、要件は厳しくなりました。「税額控除を最大30%（従来 最大20%）（アメ）」を得るためには、「給与総額の増加率3%以上（従来2%以上）」かつ「従業員などに賃上げの意思表示」をする必要が出てきました（ムチ）。具体的には「マルチステークホルダー経営宣言（従業員や取引先へ向けた宣言）」を経済産業省に届け出るとともに、HPにも掲載する必要が出てきました。

特に、(2)「賃上げ促進税制」については、注目すべき内容です。平均賃金の国際比較でみると、日本だけが20年前と金額があまり変わっていないことがわかります。この理由の一つとして、「日本企業の収益構造の変化」があげられます。とりわけ製造業について、生産拠点の海外移転もあり貿易黒字が減少した一方、対外投資の蓄積により所得収支の黒字が拡大しました。日本経済は貿易立国から投資立国へと構造を転換しています（「日本の経済構造の貿易収支から投資収支への転換」）。これは、工場などで働く人々の平均賃金を押し下げる結果となっている現状があります。

岸田総理は、「新しい資本主義実現会議」での発言を受けて、「成長と分配の好循環」を目指

**(5) 住宅ローン減税の見直しの内容**

昨今の住宅ローンは金利が低いことから、「ローン残高の1%の税額控除が高すぎる」という会計検査院の指摘を受けて、税額控除の率を「0.7%に引き下げ」たうえで、「控除可能年数を伸ばす（10年→13年）」改正がおこなわれました。これにより、「中間所得層が受けられる控除総額を増加させる狙い」もあります。

また「住宅ローン税制のグリーン化」の観点から、従来の「認定住宅」の促進に加え、「省エネ」「再エネ」の要件を満たした住宅の取得を促進すべく、当該住宅の取得により、控除対象の借入限度額を上乗せする措置がとられました。これは、「2050年カーボンニュートラルに向けた取組」が影響しています。また、「住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置」についても、床面積要件を緩和したうえで2年間延長になりました。

(6) 円滑・適正な納税のための環境整備の内容

これは、今回の改正の内容ではありませんが、「消費税のインボイス制度の導入」が来年に迫っていることによる具体的な対応策についての説明でした。

第2部**今後の税財政改革の方向性について**

つぎの4つの視点から、財政の現状分析と今後の方向性について解説がありました。

(1)「新しい資本主義」(2)アベノミクスの評価、(3)必要な成長戦略、(4)財政に関する「新たな見解」としてのMMTをどう考えるかという観点で、講演がありました。

令和4年度税制改正大綱―法人会の税制改正提言―

「電子取引に関する電子帳簿保存法は2年間の宥恕措置、
「交際費課税の特例」は延長されて従来どおり」

政府は、令和3年12月24日に令和4年度税制改正大綱を閣議決定しました。
法人会が提言していた「交際費課税の特例」は延長されて従来どおりの取り扱いとなり、
「電子取引に関する電子帳簿保存の義務化」の適用は2年間の猶予期間が設けられます。
主な内容をお知らせします。

法人税関係

■大法人向け所得拡大税制

比較する対象が、新規雇用者給与の比較から継続雇用者給与の比較へと変更になっています。
今回の改正で、従来の計算方法に戻りました。

令和3年4月から令和4年3月までに開始する事業年度は、昨年の新規雇用者給与と比較の制度、令和4年4月以降開始する事業年度が、今年の改正です。

継続雇用者給与等支給額が、前年に比べて3%以上増加している場合	上記増加率が4%が20%以上増加の場合	教育訓練費の額が20%以上増加の場合
雇用者給与等支給増加額の15%を税額控除できます。	控除率が10%加算されます。	控除率が5%加算されます。

最高で、雇用者給与等支給増額の30%まで税額控除を受けられます。ただし、法人税額の20%までが上限となります。

■中小法人向け所得拡大税制

中小法人向けの所得拡大税制

に、適用要件など基本的な仕組みは昨年同様ですが、上乗せの場合の最大控除率は、25%から40%へ大きく引き上げられています。

雇用者給与等支給増加額の15%を税額控除できます。	控除率が15%加算されます。	控除率が10%加算されます。
雇用者給与等支給増加額の15%を税額控除できます。	控除率が15%加算されます。	控除率が10%加算されます。

最高で、雇用者給与等支給増額の40%まで税額控除を受けられます。ただし、法人税額の20%までが上限となります。

■資産の貸付を主要な事業としていない事業者が、貸付用の少額資産を取得した場合における取得価額の損金算入制度の見直し

税法上は、

①10万円未満の少額の減価償却資産については、全額損金として処理できる制度

②中小企業向けの少額減価償却資産で30万円未満のものについては、全額損金として処理でき

る制度

③一括償却資産として、20万円までの減価償却資産について、3年間で均等償却できる制度

の3つの制度がありますが、令和4年度税制改正では、この制度について、資産の貸付けを主要な事業としていない事業者は、貸付け用の資産には利用できないこととなりました。

大綱からは開始時期が読み取れませんが、早ければ令和4年4月1日以降取得した資産から適用される可能性があります。

■隠蔽仮想行為の場合の損金不算入

隠蔽仮装行為に基づき確定申告書を提出している場合、又は確定申告書を提出していなかった場合に、確定申告書に記載しなかった費用について、下記の費用を除き損金算入できないこととなります。

①帳簿書類などで、売上原価の額又は費用の額等起因となる取引が行われたこと及びこれらの額が明らかである場合

②帳簿などで、売上原価の額又は費用の額等起因となる取引が行われたこと及びこれらの額が明らかである場合

所得税・住民税関係

■住宅ローン減税

住宅ローン減税については、令和7年12月31日までに入居した場合まで、4年間期限を延長します。ただし、控除率については1%から0.7%へと小さくなります。

一般の住宅の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和6年 令和7年	2,000万円	0.7%	10年
令和4年 令和5年	3,000万円	0.7%	13年

認定住宅の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和6年 令和7年	4,500万円	0.7%	13年
令和4年 令和5年	5,000万円	0.7%	13年

ZEH水準省エネ住宅

令和6年 令和7年	3,500万円	0.7%	13年
令和4年 令和5年	4,500万円	0.7%	13年

費用の額等の取引の相手方が明らかである場合に、その取引が行われたことが明らかである場合又は推測される場合で、相手方に対する反面調査等により税務署長が認める額
令和5年1月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和6年 令和7年	3,000万円	0.7%	13年
令和4年 令和5年	4,000万円		

※ZEHとは、ネットゼロエネルギーハウスのことであり、エネルギー収支がゼロとなる住宅です。

認定住宅等の新築等をした場合の所得税特別控除

住宅ローン減税を適用しない場合の住宅取得減税は、2年間期限が延長され令和5年12月31日取得分まで利用できると共に、従来からの認定長期優良住宅、認定低炭素住宅に加えて、ZEH水準省エネ住宅にも適用されることになりました。控除対象限度額650万円、控除率10%は改正前と同様です。

一定の法人が受ける配当等についての源泉徴収不要制度

一定の内国法人が支払いを受ける配当等で以下のものについて、所得税を課税しないこととして、源泉徴収を行わないこととなります。

令和5年10月1日以後に支払いを受ける配当等について適用されます。

- ① 完全子法人株式等に係る配当等
- ② 配当等の支払の基準日に、内国法人が直接保有する他の内国法人の株式等の発行済株式の総数に占める割合が3分の1超である場合の配当等

上場株式等の配当について大口株主の変更

上場株式等に係る配当所得等の課税の特例について、従来は直接3%以上保有で大口株主の判

定を行いました。配当を受ける個人と、(その個人を判定の基礎となる株主として選定した)同族会社を通じて保有がある場合に、合算して3%以上か否かを判定することになりました。

上場会社等が配当を行う際、株式保有割合が1%以上となる個人株主の氏名、個人番号、保有割合等を記載した報告書を、その支払の確定した日から1ヶ月以内に、所轄税務署長へ提出する必要があります。

いずれも令和5年10月1日以後の配当から適用されます。

消費税関係

適格請求書発行事業者登録について

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることのできるようになります。従来は、令和5年10月1日の属する課税期間を過ぎてしまうと、課税事業者選択をした翌事業年度からしか適格請求書発行事業者になれませんでした。機動的に適格請求書発行事業者になることが可能となります。

国外事業者の適格請求書発行事業者の登録に関する制限

事務所及び事業所等を国内に有しない国外事業者以外の者で、納税管理人を定めなければいけないこととされている事業者が、適格請求書発行事業者の登録申請の際に納税管理人を定めない場合は、税務署長はその登録を拒否することができることと

されます。また、登録を受けている事業者が納税管理人を定めていない場合は、税務署長はその登録を取消することができることとされます。

相続税・贈与税

住宅取得資金の贈与税の非課税制度

直系尊属からの住宅取得資金の贈与税に対する非課税制度は令和5年12月31日まで2年間延長されます。築年数要件は廃止し、受贈者の年齢要件は18歳以上に引き下げられます。非課税枠については、下記の通り500万円ずつ縮小されます。

耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋	500万円
上記以外の住宅用家屋	1,000万円

事業承継税制の特例計画の提出期限の延長

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年延長して、令和6年3月31日までとなります。

なお、特例制度の適用期限は変更がなく、令和9年12月31日までとなります。

その他

財産債務調書制度の見直し

財産債務調書の提出範囲が広がりました。所得がない人でも財産の価額が10億円を超える人は、従来の提出義務者に加えられることとなります。

なお、提出期限は3月15日から6月末に延長されます。令和5年分の財産債務調書から適用されます。

電子取引の電磁的記録の保存義務の猶予措置

電子取引の取引情報の電磁的記録の保存制度に関し、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に行う電子取引について保存要件に従って保存することができなかつたとしても、電子取引の記録を出力書面で保存することで運用上は認められることとなります。

令和4年1月1日から施行される電子帳簿保存法の電子取引に関する保存要件については、実務上対応が難しいとの意見が多かつたことへの対応です。実務に対して、最も影響が大きい改正と思われま

☆記事内容についてのお問合せは…

T I S 税理士法人

税理士 飯田聡一郎

TEL 03-5363-5958

FAX 03-5363-5449

HP <http://www.tida-office.jp/>

東京法人会連合会

消費税

知っていますか？インボイス制度

適格請求書発行事業者の登録申請を受付中！

＼登録を予定されている方／

もう
始まっています！

多くの事業者の方が登録申請をされて
ます！

早めの登録を受けることで、取引先
へのお知らせがスムーズに！

- 令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の
方式としてインボイス制度が始まります。
- インボイスを発行するためには、登録申請が
必要です。
- 登録を受けると、税務署から登録年月日
や登録番号などが通知されます。



登録申請手続は、**e-Tax** をご利用ください！

- ☒ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- ☒ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！
電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでも**e-Tax**で申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

生産性革命の実現に向けた 固定資産税の特例措置の拡充について



【概要】

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置により、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を税制面で支援します。

軽減措置の対象

各特別区から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した資産の課税標準の特例措置について、機械装置・器具備品などの償却資産に加え、下記の事業用家屋・構築物が対象になります。

対象の固定資産	要件
事業用家屋	○取得価額が120万円以上であること ○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること ○取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等を稼働させるために取得されたものであること
構築物	○取得価額が120万円以上であること ○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること ○販売開始日が14年以内であること ○生産性向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上しているものであること

適用期間

事業用家屋及び構築物については、令和2年4月30日から令和5年3月31日までに取得した資産が特例対象となります。

特例率

0以上2分の1以下の範囲内において都税条例で定める割合となります。
※東京都（23区）は特例割合ゼロです。

申告方法

東京都主税局HPをご覧ください。
<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shisan/seisanseikoujou-tokurei.html>

その他

先端設備等導入計画の認定申請については、各区役所へお問い合わせください。

詳しくは、主税局HPをご覧ください。

【お問合せ先】資産が所在する区にある都税事務所

主税局 コロナ 生産性革命

検索



e-Tax推進税理士事務所について

e-Tax利用向上を目指し、東京税理士会荻窪支部の先生方全員にアンケートを実施しました。
その結果多数の先生方から「e-Tax推進税理士事務所」として会報掲載に承諾をいただきました。

日頃は法人会活動に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、現在、当法人会活動の大きな目標のひとつにe-Tax普及推進がござります。当法人会では会員企業の70%利用を目標に掲げております。この目標を達成するためには会員皆さまの多大なご理解と同時に税理士先生方のご協力が必要不可欠と考えております。そこで当委員会では、東京税理士会荻窪支部の先生方全員にアンケートを実施しております。

質問内容は「顧客よりe-Tax代理申告・送信利用の依頼が来た時に、依頼通り行なっていたいただけるか？」更に依頼どおり行くとご回答いただいた先生方に「e-Tax推進税理士事務所として会報に掲載させていただいてもよろしいか？」との問いを発したところ83名の先生方より快く承諾をいただきました。このように税理士会においてもe-Tax普及推進に積極的に取り組んでおられます。そこで会員企業の皆さまにひとつお願いがござります。顧問の先生に「先生、うちの会社次の決算は電子申告でお願いしますよ。」と言っておっしゃっていただけませんか？

顧客である会員企業と実務を担当する税理士の先生方がタッグを組んで初めてe-Taxという行政の合理化が大きく進展していくと思います。何卒皆さまの尚一層のご理解とご協力をお願いいたします。

税制委員会 (e-Tax担当)

東京税理士会荻窪支部 e-Tax推進税理士事務所(敬称略)

令和4年4月30日現在

地域	氏名	住所	事務所連絡先	地域	氏名	住所	事務所連絡先
井草	堀真由美	井草2-11-9エスト・メゾネット105	3397-6652	天沼	桑山務	天沼1-2-3	3398-1316
	山岡朋枝	井草2-35-12-2-409号グランドメゾン杉並シーズン	5310-3228		鯉淵洋行	天沼1-11-13	090-8039-4867
上井草	竹田雄輔	上井草2-25-7上井草グリーンハイツ3-105	6913-8665	酒井幸三郎	天沼1-40-6	3392-5455	
	久保木浩志	上井草2-25-7上井草グリーンハイツ3-205	5303-4823	池上敬子	天沼1-41-6	5932-5128	
下井草	山田真治	下井草3-8-23三英ビル303	6676-9989	篠原あずさ	天沼3-3-2	6794-7334	
	税理士法人稲村会計事務所	下井草3-29-10佐藤ビル302号	5382-2711	石澤潔	天沼3-12-19	3398-4910	
藍野和男	下井草4-1-6	3397-5118	加藤俊也	天沼3-16-11-202	6795-6800		
	田子周一	下井草4-33-12	3395-3343	井上仁	天沼3-27-2荻窪MTビル1階	3392-4177	
小島孝子	下井草5-23-2鈴木ビル203	6317-7493	西荻南	河野修兵	西荻南2-9-13	5336-6457	
	今川	中村良三		今川3-8-4	3399-3976	小野寺昭市	西荻南2-23-8
中村行雄	今川3-8-4	3399-3976	新出小百合	西荻南3-5-19-202	6258-1920		
	桃井	古賀雄子	桃井3-6-1-1401	6765-2388	内山千枝	西荻南3-8-16-902	3334-5021
西荻北	下島聡司	西荻北2-3-9トラストビル5F	6454-7471	佐山政雄	西荻南3-9-11-501	3333-0221	
	馬場義男	西荻北2-3-9コメットビル5階	3394-5922	千葉繁樹	西荻南3-18-14松本ビル2階	050-5527-4372	
鈴木吉郎	西荻北2-6-6YS西荻3F	3301-5101	飯沼英男	西荻南4-8-11	5941-8618		
	福田都介	西荻北2-11-4エクセリア西荻201号	3397-2770	久我山	小松原英二	久我山5-7-8	3333-9805
山本哲郎	西荻北2-12-2西島ビル201	5303-6371	杉本洋子		久我山5-8-23	5370-8518	
	村林秀則	西荻北3-11-3サンコト西荻窪115号室	6423-0566	新江洋子	久我山5-36-22-201	3335-7425	
梅林邦彦	西荻北3-14-9	3395-0211	宮前	石原恵子	宮前1-16-23杉並宮前ロイヤルハイツ304号	3334-1305	
	廣瀬一俊	西荻北3-20-12グラツィオーソ西荻窪B1		3399-0180	小松原伸元	宮前4-31-1	5941-9239
荒谷美佳	西荻北3-31-13-503号	5303-5781	小松原英雄	宮前5-7-19	3331-3266		
	青木秀壽	西荻北4-33-17	3390-4313	稲澤聡	宮前5-10-5	3247-7194	
丸山良尚	上荻1-5-2コロナビル6階	3391-6309	荻窪	森脇雅子	荻窪2-20-7-504	5397-8026	
	大矢勝昭	上荻1-16-3森谷ビル4階		3391-5588	永井敏雄	荻窪2-27-11	5397-6115
小林誉光	上荻1-17-10シンフォニーアンダンテ602	3391-1044	尾崎正俊	荻窪3-47-15第3野村ビル300号	3392-1101		
	今村千恵子	上荻1-18-12春木家ビル	6915-1303	望月英仁	荻窪4-6-24-201	5347-2945	
永井久美子	上荻1-18-12上荻寿ビル3階	5347-5358	黒岩民子	荻窪4-12-12 ISHIIレジデンス201	6795-5216		
	穂坂正積	上荻1-18-14-206	3393-7571	伊藤佳江	荻窪4-21-4荻窪ローヤルコーポ104号	3394-1123	
本橋喜久雄	上荻1-21-23	3392-5555	岩崎智香子	荻窪4-32-25ニューキャッスル荻窪301号	3392-1198		
	岩倉永一	上荻1-21-23-3F	3392-0157	釜谷彰一	荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階	6383-6006	
岩倉礼子	上荻1-21-23-3F	6915-1410	塩谷治道	荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階	6383-6003		
	原田叔法	上荻1-21-23-3F	3392-2170	西村克彦	荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階	6383-6002	
小島麻里	上荻1-23-19東神荻窪ビル4F	6913-0520	大久保豊	荻窪5-13-6丸新マンション306号室	3398-8812		
	藤村茂	上荻2-19-18RKII2階	6231-1701	三好秀胤	荻窪5-14-4武蔵野マンション502	3393-2671	
小澤俊夫	上荻2-19-18RKII2階	3391-8731	池田幸弘	荻窪5-16-14カバラビル8階	5335-7981		
	森田光雄	上荻2-19-18RKII2階	6874-7851	中村喜一	荻窪5-17-11荻窪スカイレジタル216	5347-9930	
和田実	上荻4-19-22-603	3395-1131	大島康司	荻窪5-22-12戸田ビル205	5335-7465		
	岡田茂	上荻4-23-9	3395-3111	税理士法人茂木会計事務所	荻窪5-25-6	3393-0211	
本天沼	小野寺誠税理士事務所	本天沼2-41-8	5303-1680	青葉総合税理士法人	荻窪5-26-9コスモYビル5F	3398-0523	
	清水	黒川えり	清水1-14-5-302	090-8479-0152	熊澤眞理子	荻窪5-29-10 本橋ビル305号室	6915-1807
小林滋子	清水3-9-9-102	5938-5100	松庵	税理士法人河合会計事務所杉並事務所	松庵2-17-7	6362-3630	
				大槻一弘	松庵3-38-20 KURA松庵305	6795-8420	

ブロック・委員会・部会からの報告

第21支部

第21支部（第5ブロック共催）新年研修会

第21支部

「ITの最新動向・スマホ・決済、そして商売」というテーマで

第21支部では、第5ブロックと共催し1月14日（金）にオンライン（Zoom）を利用して新年研修会を開催いたしました。講師には、新しく法人会に入会いただきました、まちコイン株式会社 古屋亮太様をお招きして「ITの最新動向・スマホ・決済、そして商売」というテーマでご講演をいただきました。第21支部や第5ブロックより12名の方にご参加いただきました。

スマホや電子決済・最近話題の「5G」や「DX」等について分かりやすく、又、ご自身の体験した実話も交えながらご講演をいただきました。参加者の皆様には身近な問題として興味を持って熱心に耳を傾けていました。

今回の新年研修会は、法人会HP「オンラインセミナー」で配信しております。どなたでも視聴いただけますので是非、ご視聴ください。

源泉部会

源泉部会「2月研修会（社会保険労務に関する研修会）」

源泉部会

「中小企業の助成金活用方法について」

令和4年2月10日（木）午後3時～オンライン（Zoom）と荻窪法人会2階会議室において、源泉部会主催の「2月研修会（社会保険労務に関する研修会）」が17名の参加（内Zoom11名）で開催されました。講師には社会保険労務士SMARTコンサルティング事務所の金築様をお迎えして「中小企業の助成金活用方法について」ご講演いただきました。ご参加された方からもご質問をいただき、とても皆様熱心に受講されていました。



研修委員会

オンライン（Zoom）研修会

研修委員会

是非ご視聴ください

研修委員会主催のオンライン（Zoom）研修会が、1月25日（火）テーマ「3ステップで始める資産運用」・講師：株式会社SMILELIFEproject 藤原未来様、2月22日（火）テーマ「犬と暮らす」・講師：アランズテイル株式会社 鈴木裕美子様、3月18日（金）テーマ「企業型401K制度の活用法」・講師：NTSコンサルティング株式会社 木次谷学様、にてそれぞれ開催されました。各回それぞれ、大勢の方が参加され熱心に受講されていました。

今回開催された3つのオンライン（Zoom）研修会は、法人会HP「オンラインセミナー」でどなたでも視聴いただけますのでご興味ございましたら、是非ご視聴ください。

研修委員会

税制講演会

研修委員会

「インボイス制度」について

令和4年3月14日（月）午後4時より荻窪法人会2階会議室9名、オンライン（Zoom）20名の総勢29名で、「税制講演会」が開催されました。ご講師には荻窪税務署鈴木審理上席調査官をお招きし、すでに登録申請受付開始となり、令和5年10月1日より導入される「インボイス制度について」お話をいただきました。今回は実際の登録申請などが始まった状況も踏まえ、様々なお話をさせていただきました。

荻窪法人会「メルマガジン」のご案内

メールアドレス登録フォーム▶▶▶

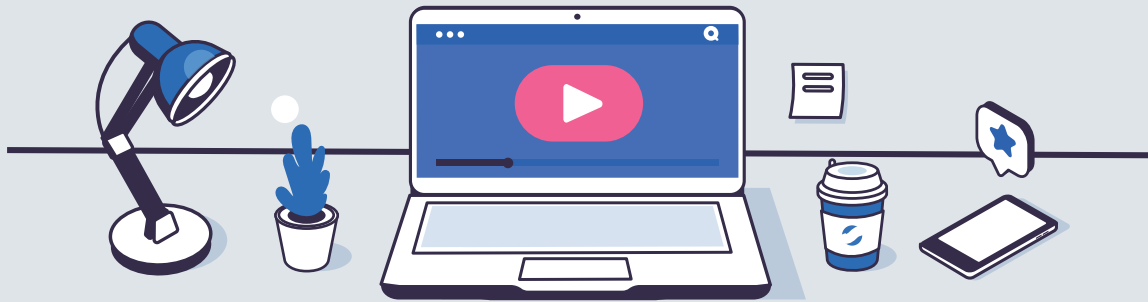
法人会では、会員皆様に月1回、Eメールにて「お知らせ」や「メルマガ」をお送りしています。「メルマガ」では、研修会・オンラインセミナー・イベントやコラム等の情報を掲載し発信していきます。当会からメールが届いていない方は、メールアドレスが未登録でございますので、ぜひ、この機会に法人会にメールアドレスの情報をお教えいただけますと幸いです。



現在、好評配信中のセミナーのご案内

OGIKUBO HOJINKAI ONLINE SEMINARS

荻窪法人会 オンラインセミナー



荻窪法人会HP又は専用QRコードより無料でセミナーがご覧いただけます

健康に 働き続けるために ～知っておくと安心な体のこと～

講師：Rehabilitation Plus
塚田直樹 様



3ステップで 始める 資産運用

講師：株式会社SMILELIFE project
代表取締役 藤原未来 様



ITの最新動向・ スマホ・決済、 そして商売

講師：まちコイン株式会社
代表取締役 古屋亮太 様



令和時代の 社業と財産の承継

講師：株式会社リーガルマネジメント名南
司法書士・行政書士 荻野恭弘 様



ゴルフレッスン Part1 (井上泰志 編) スライス“撲滅”レッスン

講師：株式会社ライオンハートジャパン
西尾和也 様



ゴルフレッスン Part2 (小竹信哉 編) ヘッドスピード爆上げレッスン

講師：株式会社ライオンハートジャパン
西尾和也 様



ゴルフレッスン Part3 (宮嶋優光 編) 秘技バンカー越えアプローチ

講師：株式会社ライオンハートジャパン
西尾和也 様



中小企業での 自社株対策 (実践編)

講師：大同生命保険株式会社
江川俊成 様



「話が長い」と 言われないために ～傾聴力～

講師：アランズテイル株式会社
代表取締役 武田裕美子 様



事業承継における 自社株対策

講師：大同生命保険(株) 梅原理江 様



電話やオンライン診療で、 医療者に 正しく情報を伝えよう！

講師：東京医療保健大学
医療保健学部看護学科 基礎看護学
准教授 西村礼子 様



超優良！福利厚生制度！！ 確定拠出型年金(401K)で 今日からはじめる 老後の資産形成

講師：株式会社マウンティン 白井章稔 様



温故知新の ふろしき活用術

講師：風呂敷文化研究家 つつみ純子 様



「アフターコロナの 世界経済」を にらんだ資産運用戦略

講師：株式会社SMILELIFEproject
CEO 藤原 未来 様



今一度ご確認を 40年ぶりに改正された 「相続法」

講師：株式会社リーガルマネジメント名南
司法書士・行政書士 荻野恭弘 様



飲食店の倒産の 実態とコロナ禍での 生き残り策

～倒産したからこそ分かるリアルな生き残り策～

講師：株式会社Jスタイルズ
代表取締役 平渡淳一 様



特殊詐欺から 家族を守る

講師：警視庁荻窪警察署
生活安全課 犯罪抑止対策事務局



公益社団法人 荻窪法人会 オンラインセミナー

「あなたを悩ます困った人」

OGIKUBO 公益社団法人 荻窪法人会



公益社団法人 荻窪法人会 オンラインセミナー

ゆがみ改善ストレッチ
(下半身編)

OGIKUBO 公益社団法人 荻窪法人会



公益社団法人 荻窪法人会 オンラインセミナー

ヨ ガ 編

OGIKUBO 公益社団法人 荻窪法人会



公益社団法人 荻窪法人会 オンラインセミナー

ゆがみ改善ストレッチ
(ダイナミック編)

OGIKUBO 公益社団法人 荻窪法人会



公益社団法人 荻窪法人会 オンラインセミナー

ゆがみ改善ストレッチ
(上半身編)

OGIKUBO 公益社団法人 荻窪法人会



パソコンでウェブサイトから、QRコードを読み込み
スマートフォンまたはタブレットでご視聴ください！

従業員の退職金準備は

東法連 特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由！

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手順で加入できます

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

- この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
- このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
- ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

金F-2021-0003(2021年10月27日)P6965



TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/>